

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年 5 月18日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第10号

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団工業用水道事業給水条例施行規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（費用の算出方法） 第11条 （略） （1）—（4） （略） （5）間接経費は、必要な事務に要する費用とし、前各号に掲げる費用の合計額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、企業長は、その額により難いとき、乗率を減ずることがある。 （負担金の算出） 第20条 （略） 2 （略） 3 前2項に規定する1立方メートル当たりの負担額は、平成29年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算書の企業債明細書の未償還残高合計を、廃止前の大阪府水道企業条例（昭和41年大阪府条例第42号）第3条第3項第2号に規定する1日最大給水量に相当する水量で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。 （履行延期の特約） 第21条の2 （略） 2 前項の規定による決定をするときは、企業長が別に定めるところにより、その延長に係る履行期限を定め、特にやむを得ない理由があると認める場合を除き、履行延期の特約の申請の受付日（当該受付日が第21条の納期限以前のときは、当該納期限）の翌日から延期した納期限までの日数に応じ、前項の規定による負担金に対し、年3.1パーセントの割合で計算	（費用の算出方法） 第11条 （略） （1）—（4） （略） （5）間接経費は、必要な事務に要する費用とし、前各号に掲げる費用の合計額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。ただし、企業長は、その額により難いとき、乗率を減ずることがある。 （負担金の算出） 第20条 （略） 2 （略） 3 前2項に規定する1立方メートル当たりの負担額は、平成28年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算書の企業債明細書の未償還残高合計を、廃止前の大阪府水道企業条例（昭和41年大阪府条例第42号）第3条第3項第2号に規定する1日最大給水量に相当する水量で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）とする。 （履行延期の特約） 第21条の2 （略） 2 前項の規定による決定をするときは、企業長が別に定めるところにより、その延長に係る履行期限を定め、特にやむを得ない理由があると認める場合を除き、履行延期の特約の申請の受付日（当該受付日が第21条の納期限以前のときは、当該納期限）の翌日から延期した納期限までの日数に応じ、前項の規定による負担金に対し、年3.1パーセントの割合で計算

した延納利息（その額に 1 円未満の端数 があるときは、その端数を <u>切り捨てた額</u> ） を付すものとする。 3・4 （略）	した延納利息（その額に 1 円未満の端数 があるときは、その端数を <u>切り捨てるも のとする。</u> ）を付すものとする。 3・4 （略）
--	---

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成30年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 平成30年 5 月31日以前に提出された使用の廃止の届又は同日以前の
 給水施設の切断に係る負担金の算出方法については、なお従前の例に
 よる。